

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	博物館に相当する施設の指定の取消し	
根拠法令・条項	○博物館法(昭和26年12月1日法律第285号。最終改正は令和4年4月15日法律第24号) ○博物館法施行規則(昭和30年10月4日 文部省令第24号。令和5年2月10日 文部科学省令第2号)	
所 管 課	歴史遺産活用 部 文化財 課	
処 分 基 準	別紙のとおり	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明
	(聴聞又は弁明の 手続を省略する場 合の根拠条項等)	ただし、行政手続法第13条第2項第 号に規定する 「 該当するため、手続を省略する。」 するとき」に
	個別法により聴聞 又は弁明の手続の 適用が除外される 場合の根拠法令及 び条項	